

## 八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針

### (目的)

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成30年八尾市規則第109号。以下「細則」という。）、八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成29年八尾市条例第72号。以下「条例」という。）及び八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成30年八尾市規則第110号）に定めるもののほか、産業廃棄物（法第2条第4項に掲げるものをいう。）及び特別管理産業廃棄物（法第2条第5項に掲げるものをいう。）の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (事前協議)

第2条 八尾市の区域において、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、現に市長から法第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けている者が当該許可を更新しようとする場合又は受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替え保管を含まず、又は積替え保管に変更がないものはこの限りでない。

2 前項の規定により事前協議する事項は、八尾市産業廃棄物処理業許可申請等に係る施設の審査事項に関する要綱で定める事項とする。

### (事前協議に関する手続き)

第3条 事前協議を行おうとする者（以下「事前協議者」という。）は、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 事前協議書の提出に際しては、別表に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

### (関係機関への意見照会)

第4条 市長は、事前協議書が提出されたときは、関係機関に対して、当該協議に関連する他の法令の有無等を照会することができる。

2 市長は、前項の照会を行い、関係機関からの回答があったときは、第6条の規定による事前協議の結果の通知とあわせて、当該事前協議者に対し、情報の提供を行うものとする。

### (事前協議に係る指導)

第5条 市長は、事前協議者に対し、事前協議書における事業の用に供する施設の計画等の内容が、八尾市産業廃棄物処理業許可申請等に係る施設の審査事項に関する要綱で定める事項を満たしていないと認めるときは、事前協議者に対して書面により必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(結果の通知)

第6条 市長は、第2条の規定による協議が整ったときは、事前協議者に対し、その結果を書面により通知するものとする。

(準用)

第7条 この指針の規定は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可の申請を行おうとする場合について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可」は「法第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定する許可」と読み替えるものとする。

2 この指針の規定は、法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出を行おうとする者（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出を行おうとする者に限る。）について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、第2条中「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請」は「法第14条の2第3項において準用する第7条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項の規定による届出（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出に限る。）」と読み替えるものとする。

3 この指針の規定は、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出を行おうとする者（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出を行おうとする者に限る。）について準用する。ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。準用する場合、第2条中「法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可の申請」は「法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定による届出（施設の設置の場所及び主要な設備の構造又は規模の変更等に係る届出に限る。）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第3項の規定は、法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項に規定する許可を受けている者のみに適用する。

(事前協議書等の様式等)

第8条 この指針に定める事前協議書等の様式は次のとおりとする。

- 1 第3条第1項に定める事前協議書 様式第1号
- 2 第5条に定める書面 様式第2号
- 3 第6条に定める書面 様式第3号

2 前項に掲げる事前協議書の提出部数は2部とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は平成30年4月1日から施行する。  
この指針は令和元年7月1日から施行する。  
この指針は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この指針の施行前に改正前の八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針の規定によりなされた処分、  
手続その他の行為については、この指針の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみ  
なす。

別表（第3条関係）

項	添付書類	内容	備考
1	計画地の登記簿謄本	土地及び建物の登記簿謄本	提出前3か月以内のもの
2	計画地の使用権限を証する書類	賃貸借契約書等	借家・借地の場合のみ
3	計画地付近の地籍図又は公図	計画地及びそれに隣接する土地の地番がわかるもの	提出前3か月以内のもの
4	当該土地所有者及び近隣関係等	当該土地所有者及び近隣関係を一覧としたもの	
5	事業計画の概要	事業計画の要点等を記載したもの	
6	生活環境保全のための措置	飛散・流出防止等の生活環境保全対策措置を一覧としたもの	
7	施設概要を明らかにする図面	施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図 中間処分……1/15 及び 1/50 埋立処分……1/1500	
8	計画地における計画施設及びこれに付随する施設の配置図	施設及び関連設備の計画敷地内での位置関係がわかるもの	
9	処理工程図	廃棄物の処理工程を明記したもの	積替保管又は中間処理に係る場合のみ
10	処理施設の能力計算書		中間処理又は埋立処分に係る場合のみ
11	保管面積・容量算出根拠	保管施設の図面に基づいて、面積容量を算出したもの	積替保管又は中間処理に係る場合のみ
12	計画地付近見取図	周辺住宅地図等	
13	現況写真	施設の設置場所及び周辺の状況を明らかにするもの（申請前2週間以内に撮影したもの）	
14	最終処分場計画地平面図	最終処分場の計画地の平面図（1/1000 及び 1/500）	埋立処分に係る場合のみ
15	最終処分場計画地縦断面図	最終処分場の計画地の縦断面図	同上
16	最終処分場計画地横断面図	最終処分場の計画地の横断面図	同上
17	境界確定図	計画地が道路等公共施設と隣接する場合等	同上
18	前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

様式第1号（第8条関係）

事前協議書				年 月 日	
(あて先) 八尾市長		提出者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号			
八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第3条第1項の規定により、事前協議書を提出します。					
産業廃棄物処理施設の種類の種類					
事業計画の概要	計画地	地番			
		住居表示			
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)		(石綿含有産業廃棄物を 含む・除く) (水銀使用製品産業廃棄物を 含む・除く) (水銀含有ばいじん等を 含む・除く) 以上 種類		
	共通事項	地目		用途地域	
		周辺の状況			
		本施設を設置するに当たり必要な他法令許可や手続等			
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物処理施設に該当		該当する 該当しない	
		廃棄物の流れ	排出事業者 収集運搬業者 処分業者 中間処理後の処理又は再生先(中間処理) (名称・業種)		
	担当者 氏名 連絡先				
	積替保管施設	敷地面積	(公簿) (実測) m <sup>2</sup>	保管最大高さ	m
		積替え保管場所の面積 (内、積替場所) (内、保管場所)	( m <sup>2</sup> ) ( m <sup>2</sup> )	保管最大容量	m <sup>3</sup>
		施設の概要 別紙 のとおり			
	中間処理施設	敷地面積	(公簿) (実測) m <sup>2</sup>	受入最大容量	t・m <sup>3</sup>
		施設の種類の種類		処理能力	t・m <sup>3</sup> /日
		保管場所の面積 (受入場所の面積)	m <sup>2</sup>	保管最大高さ (受入保管物の最大高さ)	m
処分の工程 別紙 のとおり					
最終処分場	面積	(公簿) (実測) m <sup>2</sup>	容積	m <sup>3</sup>	
	土地所有者の住所氏名	別紙 のとおり			
	申請地番				
	跡地の利用計画	別紙 のとおり			
作業時間等	作業の時間帯				
	休業日等				
計画地内における自ら排出した産業廃棄物の取扱い		有 ・ 無	有の場合、積替保管の場所	別紙 のとおり	
事務所及び事業場の名称		所在地	電話番号		

様式第2号 (第8条関係)

指導書
年 月 日
様
八尾市長
年 月 日受付の事前協議書について、八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第5条の規定に基づき、下記のとおり指導します。
指導事項

連絡先：	(担当者名)	(電話 )
------	--------	-------

様式第3号 (第8条関係)

通知書
年 月 日
様
八尾市長
年 月 日受付の事前協議書について、事前協議が終了したので、八尾市産業廃棄物事前協議取扱指針第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。
また、同指針第4条第2項の規定に基づき、関係機関からの情報の提供を併せて行います。
協議結果
当該申請に関する法令の有無についての情報提供

連絡先：	(担当者名)	(電話 )
------	--------	-------